

# 労務費ダンピング調査について

工事費内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）について、その方法を次のとおり定めましたのでお知らせします。

## 1 調査方法

落札候補者（複数ある場合はくじ引きの当選者）から提出された工事費内訳書に記載されている直接工事費が、一定水準以上であるか確認します。

なお、本調査により、契約締結の効力が無効になることはありません。

## 2 一定水準の考え方

労務費ダンピング調査における官積算の直接工事費と内訳書記載の直接工事費との比較に使用する「一定水準」は以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」とします。

なお、営繕工事の場合、直接工事費には土木工事においては現場管理費として扱われる項目が含まれていることから、この額を控除した上で、係数を乗じることとする。

一定水準（土木工事）＝当該工事の直接工事費の官積算額 × 係数（0.97）

一定水準（建築工事）＝当該工事の直接工事費の官積算額 × （1 - 0.1又は0.2（※）） × 係数（0.97）

※）一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

## 3 理由の確認と建設Gメンへの通報

工事費内訳書に記載されている直接工事費が一定水準を下回る場合、理由書（別紙1）の提出を求めます。

理由書に記載された内容が合理性を欠く場合、支出負担行為担当者からの注意喚起・警告と、国道交通省が設置する建設Gメンへの通報を行います。

※理由の確認に先立ち、工事費内訳書に記載された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合は、理由の確認を省略する場合があります。

## 4 適用開始日

令和8年（2026年）4月1日以後において行われる公告及びその他の契約に申込みの誘引が行われる入札から適用を開始します。

適用対象は、内訳書を確認することとしている案件のうち、工事の案件に限ります。

## 5 その他

本取扱いについては、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（国土交通省）」を参考に作成しています。必要に応じてガイドラインをご参照ください。